

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました！

住居確保給付金は、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を幸手市から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>
収入基準額（月額）を超える収入を得ていませんか？ （他にも資産要件などがありますので、詳細につきましては幸手市生活自立支援センターまでお問い合わせください）	<input type="checkbox"/>
※幸手市の場合（自治体により額は異なります）（単位：円）	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、幸手市生活自立支援センター（保健福祉総合センター ウェルス幸手内）に相談してください。

問い合わせ先：0480-43-3277